

平成26年度  
事業計画書

平成26年5月

一般社団法人 全国建設業協会

# 目 次

まえがき	1
1. 日本経済再生のための社会資本整備の推進と 災害に強くしなやかな国土づくり	2
2. 地域社会を支える建設業の健全な発展	3
3. 建設産業の担い手確保と労働災害防止対策の推進	5
4. 建設業における社会的責任への対応	7
5. 戦略的広報の展開	8
6. その他事業・行事の開催	9

## ま え が き

デフレからの脱却と経済再生に向け、新しい経済政策が打ち出されたことにより円安の追い風を受けた輸出や生産の回復が続き、雇用も好転する中、消費は好調を維持し経済全体に明るい環境変化が生じている。

我々建設業界が遂行する公共投資についても、新しい経済政策の一翼を担うものとして、その役割に大きな期待が寄せられるとともに、迅速かつ効率的な執行が強く求められている。

一方、未曾有の災害であった東日本大震災後も、台風、豪雨、豪雪、竜巻などの自然災害が全国各地で頻発し、多くの尊い生命と貴重な財産が失われるなど、我が国の脆弱な国土における防災・減災対策と社会資本整備の重要性が改めて明らかになった。

建設業界の使命は、国民の生活と経済活動の基盤である社会資本の整備、維持管理を通じ、我が国経済社会の発展に貢献するとともに、災害時における緊急対応、復旧活動等により、地域の安全・安心を確保することにある。

このため、地域の実情や災害対応に配慮した中長期的な国土ビジョンを策定し、それに基づく安定的な公共事業予算の確保・拡大を図るとともに、建設産業の将来の担い手の確保・育成を図ることが重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、魅力ある建設産業の再生と地域建設業の活性化が図られるよう、各都道府県建設業協会との強力な連携のもと、本会の平成26年度の事業活動は、次の事業計画に基づき推進することとする。

# 1. 日本経済再生のための社会資本整備の推進と 災害に強くしなやかな国土づくり

## (1) 公共事業予算の安定的な確保・拡大と社会資本整備の計画的推進

公共事業予算は、平成25年度の大型補正に続き平成26年度当初予算においても、前年度比2.3%増の4兆5,580億円が計上された。また、公共工事設計労務単価の再度にわたる引き上げや低入札調査基準価格の改善など、建設業界にもようやく明るい兆しが見え始めている。

日本経済のより確かな再生と地域経済の活性化を図り、社会資本整備を計画的に推進するためには、中長期的な国土ビジョンを策定し、それに基づき公共事業予算の安定的な確保・拡大を図ることが、国家戦略の最重要課題であり、それにより地域建設企業の人材確保や設備投資など中長期的な視点での経営戦略も可能となる。

このため、引き続き各都道府県建設業協会と連携し、あらゆる機会を捉え公共事業予算の安定的な確保・拡大と社会資本整備の計画的推進について、政府・関係機関に訴えていくこととする。

## (2) 被災地の早期復興とレジリエントな国土づくりの推進

東日本大震災からの一刻も早い復興のため、必要な事業予算を確保するとともに、適切かつ迅速な事業執行が強く求められている。

また、東日本大震災後も、日本列島の各地で台風、豪雨、豪雪、竜巻などの自然災害が多発しており、これらの災害に対応した防災・減災対策等防災機能の強化が必要不可欠となっている。

昨年12月、「国土強靱化基本法」が成立したが、近い将来、発生が予測されている首都直下型地震や南海トラフ連動地震等に備え、災害に強くしなやか（レジリエント）な国土づくりが喫緊の課題となっている。

このため、防災・減災のためのレジリエントな国土づくりの基本方針を早期に策定するとともに、これを強力に推進するための防災関係予算を確保するよう政府・関係機関に提言・要望することとする。

## (3) 地域懇談会・ブロック会議等の開催と提言活動の推進

昨年度の地域懇談会・ブロック会議では、ダンピング対策、適正な利益が確保できる予定価格など入札契約制度の適正化、公共工事設計労務単価

の引き上げや若年労働力の確保に向けた建設業界の取り組み、さらには、国民の安全・安心の確保のための防災・減災対策等がテーマとなり、全国9ブロックにおいて国土交通省と真摯な意見交換が行われた。

今年度も地域建設業界の喫緊の課題や国土交通省の政策課題等について、積極的な意見交換を実施し、地域建設業界が直面する実情を政府・関係機関に訴え、諸課題の解決を図ることとする。

## 2. 地域社会を支える建設業の健全な発展

### (1) 建設業の再生・活性化及び経営改善等への対応

#### ① 建設業の経営に関する各種施策等への対応

建設企業の業績の改善が適切な賃金水準の確保と雇用の拡大につながる「経済の好循環」の下で、建設企業の健全な経営に資するため、受注工事における工事費の内訳や収益性に関する調査・分析を行い、企業収益の実態を把握する。また、調査結果をもとに政府・関係機関に対し入札契約制度や積算基準等について提言・要望を行い、建設企業の適正な利益の確保を図る。

さらに、企業経営の安定化に有効な施策の動向について情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に周知するとともに、政府・関係機関に提言・要望を行う。

#### ② 税制改正要望等への対応

建設企業にとって公平で適正な経営の維持に必要とされる税制に関し、各都道府県建設業協会等から意見を聴取し、租税特別措置の改正・延長や運用・手続き等の改善について、政府・関係機関に対し提言・要望を行う。

また、消費税率引き上げに伴う転嫁対策や法人税に係る実効税率の引き下げ等の議論の動向を注視し、情報の把握に努めるとともに、各都道府県建設業協会への情報提供を行う。

#### ③ B C P の普及拡大

大規模災害等により生じる建設企業の被害を最小限に抑え、迅速に災害対応等に従事することを可能とする「事業継続計画（BCP）」の必要性について建設企業の理解を深めるとともに、計画策定等を支援するため、本会が作成した「地域建設企業における災害時事業継続の手引き」等を用

いて講習会を開催し、その普及に努める。

#### ④社会資本の維持管理分野等に関する取り組み

急速に老朽化が進んでいる社会資本の大更新時代を迎え、安全・安心な暮らしを確保するうえで、今後、維持・管理分野への重点投資が見込まれることから、各地域の社会資本の老朽化対策等に関する工法・知見の活用、地域建設企業の役割や施策の動向等について情報収集・分析を行う。また、政府・関係機関に対し提言・要望を行い、同分野で会員企業が活躍できるための環境整備を行う。

### (2)入札契約制度改革への対応

#### ①入札契約制度等に関する情報収集及び情報提供等の取り組み

各地方自治体において実施された入札契約制度の改善等について、各都道府県建設業協会及び会員企業にとって有益な情報を収集するとともに、各地での入札契約制度改革の要望活動等に資するよう、「ZENKEN 通信」等を通じて情報発信・共有化を図る。

#### ②公共調達制度等に関する提言・要望

インフラの品質確保及びその担い手の確保を目的とする「品確法・入契法・建設業法」の一体的な改正が近く見込まれることから、「公共工事品質確保に関する議員連盟」の下にある「公共工事契約適正化委員会」における議論の動向を注視するとともに、これに対応して各発注者の取り組み状況などのフォローアップに努め、政府・関係機関に対し提言・要望を行う。

また、現場の担い手不足や行き過ぎた価格競争、発注者のマンパワー不足、受発注者の負担増大等の課題に対応するため、国土交通省の中央建設業審議会・社会資本整備審議会の下に設けられた「基本問題小委員会」、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」、「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」において、本会より参加している委員を通じて提言・要望を行う。

### (3)対等で透明な建設生産システムの構築への対応

#### ①建設工事の生産に関する諸問題への対応

「ワンデーレスポンス」等建設工事の施工段階における諸施策が適切に運用され、適正な利益が確保できるよう、建設企業の現場担当者等との意

見交換や調査を行い、課題等を集約・整理するとともに、関係機関に対し改善要望を行う。また、受発注者間の適正な関係構築の支援の一環として、本会が作成した「現場技術者のための受発注者コミュニケーションツール」を改訂する。

また、CALS/EC、ASPによる情報共有システム、情報化施工、新技術、CIM等、建設業関係のIT化の動向に関する情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、関係機関に対し提言・要望を行う。

#### ②建設技術者の技術力の確保と維持向上等への取り組み

建設工事現場において活用できる様々な工夫・改善事例を収集し、ホームページにおいて情報を共有するとともに、「技術研究発表会」を開催し、技術者の技術力の確保、維持向上並びにプレゼンテーション能力の向上を図る。

#### ③復旧・復興事業の施工の確保に関する提言・要望

広域的大規模災害発生時に、円滑な復旧・復興が図られる施工体制の確立に向けて、国土交通省の「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」等において、提言・要望を行う。

#### ④建設副産物、環境関係法令への対応

建設副産物の適正処理の推進について、建設企業がより一層高い意識を持って取り組めるよう、情報の収集及び提供に努めるとともに、建設廃棄物の適正処理に関する講習会や関連書籍の刊行等を行う。

また、環境関連の法令等の動向を注視し情報収集に努めるとともに、関係機関に対し提言・要望を行う。

### 3. 建設産業の担い手確保と労働災害防止対策の推進

#### (1)地域建設業の将来の担い手確保・育成対策の推進

##### ①人材確保対策への取り組み

建設産業の将来の担い手不足による社会資本の整備や維持管理、災害対応等への支障が懸念されていることから、若者が夢をもって将来を託せる魅力ある建設産業を実感してもらうため広く検討を行う。また、若年労働者の入職の促進、経験豊かな高齢者の活用等について検討するとともに、

女性の職務の多様化など活躍の機会拡大について、新たに調査・研究の場を設け、政府・関係機関に対して提言・要望を行う。

また、厚生労働省が各都道府県建設業協会等を対象として新たに実施する「地域人づくり事業」に関し、情報収集・提供に努めるとともに、必要な支援を行う。

さらに、富士教育訓練センターや三田建設技能研修センターなど職業訓練施設の機能の強化に関する情報の提供を行い、担い手育成対策の推進に努める。

## ②社会保険未加入対策への取り組み

国土交通省と建設業関係団体等が一体となって進めている社会保険未加入対策について、本会では「公共事業の適切な執行に関する緊急決議」を採択し、「社会保険加入促進計画」を策定するとともに、各都道府県建設業協会へのキャンペーンや会員企業へのアンケート調査を実施するなど取り組みの強化・徹底を図っている。

今年度も、キャンペーンやアンケート調査を引き続き実施するとともに、法定福利費を含めた標準見積書の活用等について下請指導を徹底し、社会保険加入の促進に努める。また、社会保険未加入対策に関する広報活動に取り組むとともに、その周知・徹底を図る。

## ③労働環境の改善への取り組み

賃金、休暇、社会保険等、建設労働者の労働環境の改善に資するため、「建設労働者確保育成助成金」等の各種支援策の活用等に関する情報提供を行う。また、「全国建設労働問題連絡協議会」の場において、雇用の安定と労働環境の改善に対する各都道府県建設業協会の対応状況等について意見交換を行うとともに、政府・関係機関に対し提言・要望を行う。

## ④担い手確保に関する委員会等への参画

建設産業の将来の担い手の確保・育成対策について、産・官・学の専門家を集めて議論するため国土交通省が設置した「建設産業活性化会議」に参画して提言・要望を行う。

また、「建設産業の再生と発展のための方策2012」の提言等に基づいて設けられた「担い手確保・育成検討会」、「社会保険未加入対策推進協議会」、「専門工事業者等評価制度ワーキンググループ」、「技能労働



者の技能の『見える化』ワーキンググループ」において、本会より参加している委員を通じて提言・要望を行う。

## **(2)労働安全衛生対策の推進**

他の産業に比べて高い発生率となっている建設業の死亡・死傷災害の状況を改善するため、建設現場に従事する技術者、職長等を対象とした「労働安全を中心とした研修会」を実施するとともに、特に、今年度は「施工体制に係る全建統一様式の作成方法」を新たに研修項目に加えて注意喚起を促し、労働災害の防止に努める。

また、労働安全衛生対策の強化を目的とする「労働安全衛生法」の改正の動向を注視し、情報提供に努めるほか、関係諸施策の周知・徹底を図る。

## **(3)建設労働者の福祉等の事業を行う団体への対応**

建設労働者の福祉の向上及び労働災害防止対策等の事業を行う団体との連携を密にし、諸事業の実施に関する情報収集に努め、各都道府県建設業協会に提供するとともに、必要な提言・要望を行う。

# **4. 建設業における社会的責任への対応**

## **(1)建設企業行動憲章に基づくコンプライアンスの徹底**

暴力団排除条例の全国施行、独占禁止法違反への対応及び近年問題となっている社会保険未加入対策等を踏まえ、「建設企業(団体)行動憲章」を改訂し、各都道府県建設業協会と連携して建設業界並びに会員企業への周知を図るとともに、建設企業のコンプライアンスの更なる徹底に取り組む。

## **(2)建設業のCSR活動の推進**

建設産業に対する社会的役割に大きな期待が寄せられている中で、国民・社会からより信頼される産業とするため、法令遵守、地域社会への貢献、環境への配慮などの社会的要請に対応した事業活動に取り組み、「企業の社会的責任(CSR)」の推進に努めるとともに、ポスター、リーフレット等を作成し周知・徹底を図る。

### (3) 建設業における社会貢献活動の推進

各都道府県建設業協会・支部、会員企業が取り組んだ社会貢献活動の優れた事例を「建設業社会貢献活動推進月間」中央行事において顕彰する。

また、優秀な活動事例を事例集として取りまとめるとともに、PR用リーフレット等を活用し、建設業の啓蒙活動等に努める。

## 5. 戦略的広報の展開

### (1) 広報活動の推進

建設業の果たす役割や必要性について、正しく国民・社会から理解を得るとともに、若者が夢をもって将来を託せる魅力ある産業とするため、国及び各都道府県建設業協会、建設関係団体と連携し、建設産業のイメージアップに繋がる効果的な広報について調査・検討するとともに、各種広報活動を推進する。

本会が行うイベントや行事について、積極的に記者クラブや関係機関にプレスリリースを行って情報提供を図るとともに、行政機関が行っている「総合水防演習」、「子ども霞が関見学デー」などのイベントに積極的に参加・出展する。

また、広報プロジェクトの展開、広報ツールの活用等を通じ、各都道府県建設業協会と一体となって建設業の活動を広く国民・社会にアピールするとともに、ミニコミ紙等を活用して業界活動を紹介するなど情報の発信に努める。

### (2) 広報体制の整備

広報マインドの養成と広報マンの育成を図るため、各都道府県建設業協会と意見や情報の交換を行うほか、マスコミへの積極的なアプローチを促進するため、本会が作成した広報マニュアル「プレスリリースの方法」の活用を図る。

また、各協会が行っている災害時の応急復旧活動や社会貢献活動等の記録データを収集・整理するとともに、戦略的な広報活動の事例等を集約してホームページに掲載するなど情報を共有化し、建設業のイメージアップに繋がる広報活動の推進に向け意識の高揚を図る。

## 6. その他事業・行事の開催

- (1) 建設関係功労者表彰、慰霊法要等の実施
- (2) 各種報告書、出版物等の刊行
- (3) 経営者層の研鑽のための建設工事・施設見学会、講演会、技術研究発表会等の開催
- (4) 関係機関、諸団体等との意見交換、情報交換等の実施
- (5) その他

以上